

鳥取県令和新时代創造県民運動推進補助金「とっとりドリーム型」交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則(昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。)第4条の規定に基づき、鳥取県令和新时代創造県民運動推進補助金「とっとりドリーム型」(以下「本補助金」という。)の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) クラウドファンディング

インターネットを通じて、事業計画を公開し、不特定多数の者から寄附を受けることをいう。

(2) ふるさと納税

地方税法(昭和25年法律第226号)第37条の2第1項第1号及び第314条の7第1項第1号に規定する都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金をいう。

(交付目的)

第3条 本補助金は、令和新时代創造県民運動として、地域の自然、歴史、文化等に応じた地域づくりなどに取り組む地域住民、活動団体などが、地域活性化を図るために行う主体的な取組について、クラウドファンディングの方法による鳥取県ふるさと納税の寄附金(以下「寄附金」という。)を活用して支援することにより県民活動を周知し、県民一人ひとりが充実感を感じられる地域、環境を創造することを目的として交付する。

(補助対象事業)

第4条 本補助金の対象となる事業は、別表の第1欄に掲げる事業(以下「補助対象事業」という。)とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する事業は補助対象事業としない。

- (1) 同表の第2欄に掲げる補助対象経費の額(仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。)を除く。)から、当該補助事業に伴う収入(本補助金を除く。)の額を控除した額(以下「算定基準額」という。)が50万円未満の事業
- (2) 政治、宗教、特定思想の普及又は選挙活動に関わる事業
- (3) その他補助金を交付することが適切でないと認められる事業

(応募資格等)

第5条 本補助金への応募は、以下の各号に掲げる事項をいずれも満たす個人又は団体とする。

- (1) 地域づくりに意欲があり、第3条の目的に沿った具体的な事業計画を有する
- (2) 県内に事務所又は活動拠点を有する(法人格の有無は問わない)
- (3) 別に定める募集要項に基づき必要な書類を提出することができる

2 次の各号のいずれかに該当する個人又は団体は、前項に関わらず応募できない。

- (1) 県の他の補助金、交付金等を当該事業のために受け入れている、又は受け入れる予定である
- (2) 国、他の地方公共団体又は団体等から第7条第3項の額を超える補助金、交付金又は助成金を受け入れている、又は受け入れる予定である
- (3) 政治、宗教、特定の思想の普及又は選挙活動に関わる活動を行っている
- (4) 暴力団又は暴力団員等の統制下にある

(事前審査)

第6条 県は、応募のあった事業計画を本要綱及び別に定める要件に適合しているか審査する。

2 前項の審査を通過した応募者は、県が契約するクラウドファンディング事業者(以下「クラウドファンディング事業者」という。)が指定する様式(以下「本様式」という。)に事業内容を記載し、クラウドファンディング事業者は本様式により審査を行う。

3 県は、前2項の審査結果について、審査を通過した場合は様式第1号の1により通知し、審査を通過しなかった場合は様式第1号の2により通知する。

(寄附金の受付等)

- 第7条 県は、前条第1項及び第2項に規定する全ての事前審査に通過した旨の通知を受けた応募者（以下「審査通過者」という。）が実施する事業の目的及び内容をクラウドファンディング事業者が運営するインターネットサイトに掲載し、寄附金を募るものとする。
- 審査通過者は、前項の寄附金の募集に必要な画像データ及び関連する資料をクラウドファンディング事業者に提供することとする。ただし、インターネットサイトに掲載された事業計画等に起因する紛争等の一切の責任は、審査通過者（審査通過者が未成年の場合は法定代理人）が負うものとする。
 - 寄附金は、50万円以上200万円以下を目標額とする。ただし、寄附金の額が目標額を超えた場合は、受け付けた寄附金の全額を支払う。

（交付予定額の通知）

- 第8条 県は、前条に規定する寄附金の受付が完了したときは、速やかに補助金予定額を算定し、審査通過者に対して通知するものとする。なお、寄附金の額が目標額に達しなかった場合は、補助金を交付しないものとする。
- 前項による交付予定額の通知は、様式第2号の1によるものとし、通知に際し必要な条件を附することができる。
 - 第1項により補助金を交付しないことが決定したときは、様式第2号の2により、審査通過者に通知する。

（補助金の交付）

- 第9条 県は、寄附金の受付が目標額に達した審査通過者（以下「補助対象事業者」という。）に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。
- 本補助金の額は、別表の第2欄に掲げる補助対象経費のうち、算定基準額に同表の第3欄に定める率（以下「補助率」という。）を乗じて得た額以下とする。
 - 前2項の規定に関わらず、本補助金以外の規則に基づく県の補助金又は交付金を受け入れている、又は受け入れる予定である事業については、本補助金は交付しないものとする。
 - 鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施にあたっては、県内事業者への発注に努めなければならない。
 - 補助対象事業者が同種の事業を実施するために受けられる補助の回数は、1回限りとする。

（交付申請の時期等）

- 第10条 補助対象事業者は、補助金の交付申請を、地域づくり推進部長が別に定める日までに行わなければならない。
- 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第3号及び様式第4号によるものとする。
 - 規則第5条の申請書に添付すべき書類は、地域づくり推進部長が別に定めるとおりとする。
 - 補助対象事業者が未成年の場合は、前項の書類のほか、法定代理人の同意書を添付するものとし、様式第5号によるものとする。
 - 補助対象事業者は、交付申請に当たり、仕入控除税額が明らかでないときは、前条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

（調査）

- 第11条 県は、前条の交付申請を受け、必要と認めるときは、申請内容等について補助対象事業者から聴取等の調査を行うことができる。

（交付決定の時期等）

- 第12条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた後、14日以内（県の休日の日数は、算入しない。）に行うものとする。
- 本補助金の交付決定通知は、様式第6号によるものとする。
 - 知事は、第10条第5項の規定による申請を受けたときは、第9条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。

（承認を要しない変更）

- 第13条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

- (1) 補助事業の規模を大幅に縮小する、又は実施の時期を大幅に遅延する変更
 - (2) 補助事業の内容の変更につながる、支出区分間の経費配分の変更や、新たな支出事由の追加
 - (3) その他、補助事業の目的に特に影響を及ぼすと認められる内容の変更
- 2 変更等の承認については、変更等承認申請書を受けた日から30日以内に行うものとする。

(実績報告の時期等)

第14条 規則第17条第1項の規定による報告（以下「実績報告」という。）は、次に掲げる日までに行わなければならない。

- (1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあっては、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から20日を経過する日
 - (2) 規則第17条第1項第3号の場合にあっては、補助事業の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月20日
- 2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第7号及び様式第8号によるものとする。
- 3 本補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。
- 4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、様式第9号により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

(情報の公表)

第15条 補助事業の公正性及び透明性を高めるとともに、広く活動団体等の参考とし活動の促進を図るため、事業の申請及び報告の書類は、個人情報を除き公表する。

(財産の処分制限)

- 第16条 規則第25条第2項ただし書の期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間（同令に定めのない財産については、知事が別に定める期間）とする。
- 2 規則第25条第2項第4号の財産は、次のいずれかに該当するものとする。
- (1) 取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具
 - (2) その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして知事が別に定めるもの
- 3 第12条第1項の規定は、規則第25条第2項の承認について準用する。

(雑則)

第17条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、地域づくり推進部長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この制定は、令和元年7月5日から施行する。

附 則

(施行期日)

この改正は、令和2年3月24日から施行し、令和2年度事業から適用する。

附 則

(施行期日)

この改正は、令和3年3月30日から施行し、令和3年度事業から適用する。

別表（第4条、9条関係）

1 補助対象事業	2 補助対象経費	3 補助率
<p>これまでの活動を更に発展させ、第3条の内容を目的とする、クラウドファンディングの方法によるふるさと納税の寄附金を活用して、より広く人々を巻き込み共感を得ながら取り組む事業</p>	<p>(1) 補助事業を実施するために必要と県が認める経費。なお、団体の運営に係る経常的な経費、人件費（報酬、給料、報償費、アルバイト賃金、共済費）、団体の構成員に係る旅費（未成年者に係る旅費を除く。）、食糧費（事業実施に必要不可欠なものは除く）等、交付対象として不適当と認められる経費は対象としない。</p> <p>(2) 工事請負費及び委託費については、県内事業者が実施したものに限る。ただし、止むを得ない事情で県内事業者への発注が困難と県が認めた場合については、この限りではない。</p> <p>(3) 団体の構成員に対して委託する場合の委託費については、事業に主要な役割を果たす場合に限り、実費相当額を、旅費（未成年者に係る旅費に限る。）と合わせて限度額と補助対象経費のいずれか低い額の1/3を上限として対象とする。</p> <p>(4) 報償費、旅費を支払う場合、合わせて限度額と補助対象経費のいずれか低い額の1/3を上限として対象とする。</p> <p>(5) 備品購入費については、補助対象経費の1/2を上限として対象とする。</p> <p>(6) 工事請負費については、既存施設の改修等に限り対象とする。ただし、市町村が所有する施設は対象外とする。</p>	<p>10/10</p>

年 月 日

様

鳥取県知事 ○ ○ ○ ○

○○年度鳥取県令和新時代創造県民運動推進補助金「とっとりドリーム型」事業
事前審査通過通知書

○○年度鳥取県令和新時代創造県民運動推進補助金「とっとりドリーム型」事業について、下記のとおり寄附金の受付を行う事業として審査を通過したので、鳥取県令和新時代創造県民運動推進補助金「とっとりドリーム型」交付要綱（以下「交付要綱」という。）第6条第3項の規定により、下記のとおり通知します。

なお、下記5に記載の事項を履行することが審査通過者となる条件となります。

記

1 応募者名

2 事業の名称

3 寄附金目標金額 金 円

4 補助金予定額（見込み） 金 円（目標金額に達した場合）

5 審査通過に係る条件等

寄附金の受付を希望する場合は、次の条件を了承のうえ、別紙誓約書を提出すること。

- (1) 応募者と鳥取県の委託したクラウドファンディング事業者（以下「CF事業者」という。）との寄附金受付に向けた打合せの開始後、応募者の責めに帰すべき事由により寄附金受付を中止する場合（実際に寄附金受付を開始する前の段階を含む）、応募者は、中止に伴い発生する鳥取県とCF事業者との委託契約に定めるキャンセル料を負担するものとする。
- (2) 交付要綱第7条第1項に基づく寄附金の受付に当たっては、CF事業者が運営するインターネットサイト以外は利用しないものとする。
- (3) 交付要綱第7条第1項に基づく寄附金の受付期間終了後、再度、寄附金の受付を開始することはできない。

6 その他（理由等）

別紙

年 月 日

誓 約 書

鳥取県知事 ○ ○ ○ ○ 様

団体名
代表者名

印

年 月 日付第 号事業事前審査通過通知書の下記5の条件については了承しましたので、本書のとおり誓約します。

年 月 日

様

鳥取県知事 ○ ○ ○ ○

〇〇年度鳥取県令和新時代創造県民運動推進補助金「とっとりドリーム型」事業
事前審査不通過通知書

〇〇年度鳥取県令和新時代創造県民運動推進補助金「とっとりドリーム型」事業について、下記の事業については審査を通過しなかったため、鳥取県令和新時代創造県民運動推進補助金「とっとりドリーム型」交付要綱第6条第3項の規定により通知します。

記

- 1 応募者名
- 2 事業の名称
- 3 理由

年 月 日

様

鳥取県知事 ○ ○ ○ ○

〇〇年度鳥取県令和新时代創造県民運動推進補助金「とっとりドリーム型」交付予定額通知書

〇〇年度鳥取県令和新时代創造県民運動推進補助金「とっとりドリーム型」の交付予定額については、同補助金交付要綱第8条第1項の規定により下記のとおり通知します。

記

- 1 審査通過者名
- 2 事業の名称
- 3 寄附の結果
(1) 受付期間 年 月 日～ 年 月 日
(2) 受入金額 金 円
- 4 交付予定額 金 円
- 5 交付に当たっての条件

年 月 日

様

鳥取県知事 ○ ○ ○ ○

鳥取県令和新时代創造県民運動推進補助金「とっとりドリーム型」不交付決定通知書

〇〇年度鳥取県令和新时代創造県民運動推進補助金「とっとりドリーム型」について、下記の事業については交付しないことに決定したので同補助金交付要綱第8条第3項の規定により通知します。

記

- 1 審査通過者名
- 2 事業の名称
- 3 理由

様式第3号（第10条関係）

〇〇年度鳥取県令和新時代創造県民運動推進補助金「とっとりドリーム型」計画書

区 分	内 容
1. 応募（申請）者	住 所： 名 称： 代表者：
2. 事業の名称	<input type="checkbox"/> 交付要綱第5条に定める基準に抵触していません。
3. 事業の目的	※本事業で解決しようとする地域の課題や住民ニーズ、本事業が地域や社会に与える影響や効果等についても含めて記載してください。
4. 実施体制	※事業を実効性のあるものにするために、誰が事業を実施するか、連携する関係者、役割分担を記載してください。組織図等がある場合は添付して、「別添のとおり」と記載していただいても構いません。
【応募（申請）者が未成年の場合のみ記載】 5. アドバイザー（共同実行者としてこの事業への助言、支援等を行う成人の方）	申請者との関係（申請団体等での役割）： ※次の役割の内、該当する項目に✓印をしてください。 <input type="checkbox"/> 企画への助言（団体へアドバイスする場合。以下同じ。） <input type="checkbox"/> 運営へ助言 <input type="checkbox"/> 運営の支援（団体を手助けして支える場合。） <input type="checkbox"/> 会計の指導 <input type="checkbox"/> その他（ アドバイザーの所属： 氏名： 電話： E-mail：
6. 事業内容	※1 事業実施予定日、対象者、参加予定人数、開催場所、事業概要、計画の実現性、事業完了予定日を記載してください。 ※2 他の団体等のモデルとなるような先駆性や話題性、今後どのように事業を継続していくかを明確に分かるように記載してください。 寄附された方への返礼品について <input type="checkbox"/> あり（内容 <input type="checkbox"/> なし
7. 他の補助金等の活用の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 ※「有」の場合は、活用する補助金等名やその事業内容、当該補助金等を所管している部署名や団体名を記載してください。
8. 過去3年間の活動実績	※団体として過去3年間に取り組んだ活動実績（時期・活動内容）及び令和新时代創造県民運動推進補助金の活用実績を記載してください。
9. 関係法令の遵守	関係法令の遵守について（確認の上、 <input checked="" type="checkbox"/> を入れてください。） <input type="checkbox"/> 事業の実施に係る関係法令等を十分に認識の上、遵守します。 （例：食品の製造・販売を行う場合の食品衛生法、有償でモニターツアーを行う場合の旅行業法等）
10. 令和新时代創造県民運動実践団体への登録	地域づくりに関する各種情報の収集と発信を行うことにより、活動団体の活動意欲の向上や、主体的なネットワークづくりに資するとともに、地域力向上の機運醸成を図る令和新时代創造県民運動実践団体に登録する。 <input type="checkbox"/> 登録します。 <input type="checkbox"/> 登録済
11. 消費税の取扱い	<input type="checkbox"/> 一般課税事業者 <input type="checkbox"/> 簡易課税事業者 <input type="checkbox"/> 免税事業者

注1：上記の内容が記載されていれば、様式は別葉又は別紙に記載して提出して構いません。

注2：対象経費に工事請負費がある場合の添付書類

- 1 工事前・後の平面図及び配置図及び改修を加える箇所の工事前（後）写真（工事後は実績報告時）
- 2 対象となる敷地・建物が自己所有でない場合は、貸主の同意が確認できる書類

担当者連絡先

住 所	〒		
団体名		担当者名	
連絡先	電話：	ファクシミリ：	E-mail：

注：県からの連絡の窓口となる方のお名前と、平日・日中に連絡がとれる連絡先を記載してください。

会計責任者連絡先

会計責任者が「5. アドバイザー」と <input type="checkbox"/> 同じ <input type="checkbox"/> 異なる			
住 所	〒		
氏 名			
連絡先	電話：	E-mail：	

注：申請者が未成年の場合、成人の方（法定代理人、教諭等）を記載してください。

会計責任者が「5. アドバイザー」と「同じ」又は「異なる」に✓印をし、「異なる」を選択した場合のみ、その方の連絡先を記載してください。

様式第4号（第10条関係）

〇〇年度鳥取県令和新时代創造県民運動推進補助金「とっとりドリーム型」事業 収支予算書

収入の部

(単位：円)

区 分	予算額	積算内訳
県補助金		
自己資金		
参加費① (入場料、出展料等)		
その他の収入② (民間・市町村助成金、 販売収入等)		
合 計		

支出の部

(単位：円)

区 分	予算額	積算内訳
補助対象経費		
	補助対象経費計③	
補助対象外経費		
	補助対象外経費計	
合 計		

※算定基準額 = 補助対象経費③ - (参加費① + その他の収入②)

= 円

鳥取県知事 様

法定代理人 氏名
住 所
連 絡 先

〇〇年度鳥取県令和新時代創造県民運動推進補助金「とっとりドリーム型」申請 同意書

私は、〇〇年度鳥取県令和新時代創造県民運動推進補助金「とっとりドリーム型」申請者の法定代理人の代表者として、私の（続柄） である（氏名） が、鳥取県令和新時代創造県民運動推進補助金「とっとりドリーム型」交付要綱及び募集要項に基づき、補助金の申請をし、交付が決定された場合に事業を実施することについてあらかじめ同意します。

（注）法定代理人の代表者として署名される御本人自身が、全て自署で記入してください。

様

鳥取県知事 ○ ○ ○ ○

○○年度鳥取県令和新時代創造県民運動推進補助金「とっとりドリーム型」交付決定通知書

年 月 日付けの申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった鳥取県令和新時代創造県民運動推進補助金「とっとりドリーム型」（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年4月鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

（担当： 担 当 所 属 電 話 ）

記

1 対象事業

本補助金の対象事業の内容は、・・・・・・・・・・とする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、対象事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

- (1) 算定基準額 金 円
- (2) 交付決定額 金 円

3 交付額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について、鳥取県令和新時代創造県民運動推進補助金「とっとりドリーム型」交付要綱（令和元年6月28日付第201900056811号鳥取県元気づくり総本部長通知。以下「要綱」という。）第3条第2項の規定を適用して算定した額と、前記2の(2)の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

4 補助規程の遵守

本補助金の收受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。

様式第7号（第14条関係）

〇〇年度鳥取県令和新时代創造県民運動推進補助金「とっとりドリーム型」事業報告書

区 分	内 容	
1. 事業の名称		
2. 事業の目的		
3. 実施体制		
【申請者が未成年の場合のみ記載】 4. アドバイザー （共同実行者としてこの事業への助言、支援等を行う成人の方）	申請者との関係（申請団体等での役割）： ※次の役割の内、該当する項目に✓印をしてください。 <input type="checkbox"/> 企画への助言（団体へアドバイスする場合。以下同じ。） <input type="checkbox"/> 運営へ助言 <input type="checkbox"/> 運営の支援（団体を手助けして支える場合。） <input type="checkbox"/> 会計の指導 <input type="checkbox"/> その他（ ） アドバイザーの所属： 氏名： 電話： E-mail：	
5. 事業結果		
6. 事業成果	※計画書に記載した「事業の目的」がどう達成されたのか、具体的に記載してください。	
7. 寄附された方への返礼品の発送状況（返礼品有の場合のみ）	返礼品の内容	発送状況
		<input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 未（発送予定時期： ）
		<input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 未（発送予定時期： ）
		<input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 未（発送予定時期： ）
	※返礼品の内容を全て記載し、それぞれの発送状況を記載してください。	
8. 他の補助金等の活用の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 ※「有」の場合は、活用する補助金等名やその事業内容、当該補助金等を所管している部署名や団体名を記載してください。	
9. 消費税の取扱い	<input type="checkbox"/> 一般課税事業者 <input type="checkbox"/> 簡易課税事業者 <input type="checkbox"/> 免税事業者	

注1：上記の内容が記載されていれば、様式は別葉又は別紙に記載して提出して構いません。

注2：下記の書類もあれば提出してください。

事業の様子分かるもの（事業で作成した資料、チラシ、パンフレット、写真等）

担当者連絡先

住 所	〒		
団体名		担当者名	
連絡先	電話：	ファクシミリ：	
	E-mail：		

注：県からの連絡の窓口となる方のお名前と、平日・日中に連絡がとれる連絡先を記載してください。

様式第8号（第14条関係）

〇〇年度鳥取県令和新时代創造県民運動推進補助金「とっとりドリーム型」事業 収支決算書

収入の部

(単位：円)

区 分	予算額	決算額	積算内訳
県 補 助 金			
自 己 資 金			
参 加 費 ① (入場料、出展料等)			
その他の収入 ② 〔民間・市町村助成金、 販売収入等〕			
合 計			

支出の部

(単位：円)

区 分	予算額	決算額	積算内訳
補助 対象 経費			
	補助対象経費 計 ③		
補助 対象 外 経 費			
	補助対象外経費 計		
合 計			

※算定基準額 = 補助対象経費③ - (参加費① + その他の収入②)

= 円

年 月 日

鳥取県知事 様

申請者名 印

〇〇年度鳥取県令和新時代創造県民運動推進補助金「とっとりドリーム型」に係る消費税等仕入控除税額確定報告書

年 月 日付第 号で交付決定のあった 年度鳥取県令和新時代創造県民運動推進補助金「とっとりドリーム型」に係る消費税等仕入控除税額が確定しましたので、鳥取県令和新時代創造県民運動推進補助金「とっとりドリーム型」交付要綱第14条第4項の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 本補助金の確定額(確定通知書により通知した額)	金	円
2 確定額に係る補助対象経費の額	金	円
3 実績報告控除税額	金	円
4 確定した控除税額	金	円
5 補助金返還相当額	金	円

(注)確定申告書の写し等参考となる資料を添付すること。